

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例について

1 主旨

大蔵第二運動場宿泊室の種別の変更と規定の整備を図るため、世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例を、令和2年第3回区議会定例会に提案する。

2 改正理由

大蔵第二運動場宿泊室について、利用者の利便性向上のため、その一部を和室から洋室（ベッドルーム）に改修したため、条例に定める宿泊室の種別を変更する。

改修前		改修後	
和室（6畳）	1部屋	和室（18.5平方メートル）	1部屋
和室（12.5畳）	5部屋	和室（40平方メートル）	1部屋
		洋室（40平方メートル）	4部屋

3 条例改正の内容

- 別表2（第14条関係）宿泊室の種別について、「和室（6畳）」「和室（12.5畳）」から、「和室（18.5平方メートル）」「和室（40平方メートル）」「洋室（40平方メートル）」に変更する。
- その他、規定の整備を行う。  
新旧対照表は別紙のとおり。

4 施行予定日

公布の日。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和2年10月1日とする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年 9月 令和2年第3回区議会定例会（条例改正案）

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																										
<p>世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年 6 月22日条例第29号</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和2年10月1日とする。</p> <p>2 この条例の施行の際、現に和室（6畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。</p>	<p>世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年 6 月22日条例第29号</p>																																																																										
<p>別表第2（第14条関係） 体育館</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">利用料金、単位時間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">規則で定める単位時間</td> <td colspan="2">全日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間につき</td> <td colspan="2">午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>日曜日、土曜日及び休日</td> <td>平日</td> <td>日曜日、土曜日及び休日</td> </tr> <tr> <td>4,600円</td> <td>5,470円</td> <td>52,410円</td> <td>62,780円</td> </tr> </tbody> </table> <p>庭球場</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">種別</th> <th>区分</th> <th colspan="2">利用料金、単位時間等</th> </tr> <tr> <th colspan="3">規則で定める単位時間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">1面1時間につき</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th colspan="2">日曜日、土曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭球場</td> <td></td> <td>1,440円</td> <td>1,720円</td> </tr> </tbody> </table>	利用料金、単位時間等				規則で定める単位時間		全日		1時間につき		午前9時から午後10時まで		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	4,600円	5,470円	52,410円	62,780円	種別	区分	利用料金、単位時間等		規則で定める単位時間			1面1時間につき			平日	日曜日、土曜日及び休日		庭球場		1,440円	1,720円	<p>別表第2（第14条関係） 体育館</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">利用料金、単位時間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">規則で定める単位時間</td> <td colspan="2">全日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間につき</td> <td colspan="2">午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>日曜日、土曜日及び休日</td> <td>平日</td> <td>日曜日、土曜日及び休日</td> </tr> <tr> <td>4,600円</td> <td>5,470円</td> <td>52,410円</td> <td>62,780円</td> </tr> </tbody> </table> <p>庭球場</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">種別</th> <th>区分</th> <th colspan="2">利用料金、単位時間等</th> </tr> <tr> <th colspan="3">規則で定める単位時間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">1面1時間につき</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th colspan="2">日曜日、土曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭球場</td> <td></td> <td>1,440円</td> <td>1,720円</td> </tr> </tbody> </table>	利用料金、単位時間等				規則で定める単位時間		全日		1時間につき		午前9時から午後10時まで		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	4,600円	5,470円	52,410円	62,780円	種別	区分	利用料金、単位時間等		規則で定める単位時間			1面1時間につき			平日	日曜日、土曜日及び休日		庭球場		1,440円	1,720円
利用料金、単位時間等																																																																											
規則で定める単位時間		全日																																																																									
1時間につき		午前9時から午後10時まで																																																																									
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日																																																																								
4,600円	5,470円	52,410円	62,780円																																																																								
種別	区分	利用料金、単位時間等																																																																									
	規則で定める単位時間																																																																										
	1面1時間につき																																																																										
	平日	日曜日、土曜日及び休日																																																																									
庭球場		1,440円	1,720円																																																																								
利用料金、単位時間等																																																																											
規則で定める単位時間		全日																																																																									
1時間につき		午前9時から午後10時まで																																																																									
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日																																																																								
4,600円	5,470円	52,410円	62,780円																																																																								
種別	区分	利用料金、単位時間等																																																																									
	規則で定める単位時間																																																																										
	1面1時間につき																																																																										
	平日	日曜日、土曜日及び休日																																																																									
庭球場		1,440円	1,720円																																																																								

改正後								改正前							
附帯設備（照明）				820円				附帯設備（照明）				820円			
集会室								集会室							
午前9時から 正午まで		午後1時から 午後4時30分 まで		午後5時30分 から午後10時 まで		全日（午前9 時から午後10 時まで）		午前9時から 正午まで		午後1時から 午後4時30分 まで		午後5時30分 から午後10時 まで		全日（午前9 時から午後10 時まで）	
平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日
2,010 円	2,300 円	3,020 円	3,600 円	5,040 円	6,040 円	8,060 円	9,640 円	2,010 円	2,300 円	3,020 円	3,600 円	5,040 円	6,040 円	8,060 円	9,640 円
ゴルフ練習場								ゴルフ練習場							
種別	区分	平日		日曜日、土曜日及び休 日				種別	区分	平日		日曜日、土曜日及び休 日			
		午前5時 （1月、2 月及び12月 にあって は、午前6 時）から午 前8時まで	午前9時か ら午後10時 まで	午前4時30 分（1月、 2月及び12 月にあって は、午前5 時30分）か ら午前8時 まで	午前8時30 分から午後 10時まで					午前5時 （1月、2 月及び12月 にあって は、午前6 時）から午 前8時まで	午前9時か ら午後10時 まで	午前4時30 分（1月、 2月及び12 月にあって は、午前5 時30分）か ら午前8時 まで	午前8時30 分から午後 10時まで		
打席1席		無料	420円	無料	420円			打席1席		無料	420円	無料	420円		
ボール1球 1階打席		12円	15円	12円	16円			ボール1球 1階打席		12円	15円	12円	16円		
ボール1球 2階打席		11円	14円	11円	15円			ボール1球 2階打席		11円	14円	11円	15円		

改正後						改正前					
宿泊室（1人1泊）						宿泊室（1人1泊）					
宿泊人数 種別	1人	2人	3人	4人	5人	宿泊人数 種別	1人	2人	3人	4人	5人
<u>和室（18.5平方メートル）</u>	5,500円	3,700円				<u>和室（6畳）</u>	5,500円	3,700円			
<u>和室（40平方メートル）</u>	9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円	<u>和室（12.5畳）</u>	9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円
<u>洋室（40平方メートル）</u>	<u>9,800円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,800円</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,600円</u>	附帯設備 （寝具）	1式 200円				
附帯設備 （寝具）	1式 200円										
屋外プール						屋外プール					
使用者	単位	利用料金				使用者	単位	利用料金			
大人	1回	1,180円				大人	1回	1,180円			
高齢者（65歳以上）		450円				高齢者（65歳以上）		450円			
小人（小・中学生）		450円				小人（小・中学生）		450円			
幼児		無料				幼児		無料			
障害者		450円				障害者		450円			
障害者（小・中学生に限る。）		無料				障害者（小・中学生に限る。）		無料			
障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料				障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料					
大人	1回（午後1時以降の入場に限る。）	660円				大人	1回（午後1時以降の入場に限る。）	660円			
高齢者（65歳以上）		250円				高齢者（65歳以上）		250円			

改正後				改正前			
小人（小・中学生）			250円	小人（小・中学生）			250円
幼児			無料	幼児			無料
障害者			250円	障害者			250円
障害者（小・中学生に限る。）			無料	障害者（小・中学生に限る。）			無料
障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）			無料	障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）			無料
トレーニングルーム（サウナを含む。）				トレーニングルーム（サウナを含む。）			
種別	使用者	単位時間	利用料金	種別	使用者	単位時間	利用料金
トレーニングルーム	大人	3時間以内	660円	トレーニングルーム	大人	3時間以内	660円
	高齢者（65歳以上）		250円		高齢者（65歳以上）		250円
	障害者		250円		障害者		250円
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,150円	トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,150円
	高齢者（65歳以上）		450円		高齢者（65歳以上）		450円
	障害者		450円		障害者		450円
駐車場				駐車場			
単位時間		利用料金		単位時間		利用料金	
自動車1台 30分以内		100円		自動車1台 30分以内		100円	
備考				備考			
1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。				1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。			
2 体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該				2 体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該			

改正後	改正前
<p>規定利用料金の2分の1の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>3 庭球場又は附帯設備(照明)(以下「庭球場等」という。)の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>4 集会室の各欄に掲げる額は、区民(個人にあつては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。)の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。</p> <p>5 宿泊室(附帯設備(寝具)を除く。)を幼児及び小学生が使用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、小学生にあつては当該規定利用料金の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。</p> <p>6 トレーニングルーム(サウナを含む。)を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分(30分に満たない端数は、これを30分とする。)につき、大人にあつては110円、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。</p> <p>7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。</p> <p>8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p>	<p>規定利用料金の2分の1の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>3 庭球場又は附帯設備(照明)(以下「庭球場等」という。)の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>4 集会室の各欄に掲げる額は、区民(個人にあつては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。)の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。</p> <p>5 宿泊室(附帯設備(寝具)を除く。)を幼児及び小学生が使用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、小学生にあつては当該規定利用料金の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。</p> <p>6 トレーニングルーム(サウナを含む。)を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分(30分に満たない端数は、これを30分とする。)につき、大人にあつては110円、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。</p> <p>7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。</p> <p>8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p>

